

「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」 改正における考え方(案)

平成 28 年 10 月 31 日
事 務 局

- 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(以下、「電気通信事業分野ガイドライン」という。)は、個人情報保護法に基づく規定のほか、「通信の秘密」に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定に基づく規定から構成。
- 改正個人情報保護法の全面施行に向け、個人情報保護委員会から「個人情報保護に関する法律についてのガイドライン」(案)(以下、「委員会ガイドライン」という。)が公表されたことに伴い、電気通信事業分野ガイドラインについて、主に、以下の観点から検討を行う必要がある。

1. 個人情報保護法との統一性の確保等について

【検討事項】

- ・ 電気通信事業分野ガイドラインと個人情報保護法の統一性の確保

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 電気通信分野ガイドラインの既存の規定との関係整理・規定の見直し

【検討事項】

- ・ 本ガイドラインの適用範囲(個人情報、個人データ、保有個人データの区別等)
 - 安全管理措置(第11条等)、第三者提供の制限(第15条)、個人情報の開示及び訂正等(第17条)等
- ・ 要配慮個人情報の取扱い(第4条) ・ 小規模取扱事業者等の取扱い(第2条) ・ 目的規定(第1条)
- ・ 取得及び利用目的の制限(第4条・第5条) ・ 保存期限等(第10条) ・ 安全管理措置(第11条、第12条、第13条)
- ・ 苦情の処理(第21条) ・ 漏えい等が発生した場合の対応(第22条)

(2) 電気通信事業分野ガイドラインに新たに反映させるべき事項の整理

【検討事項】

- ・ 外国にある第三者への提供
- ・ トレーサビリティの確保
- ・ 匿名加工情報

3. 電気通信事業に係る最近の動向を踏まえた事項の整理

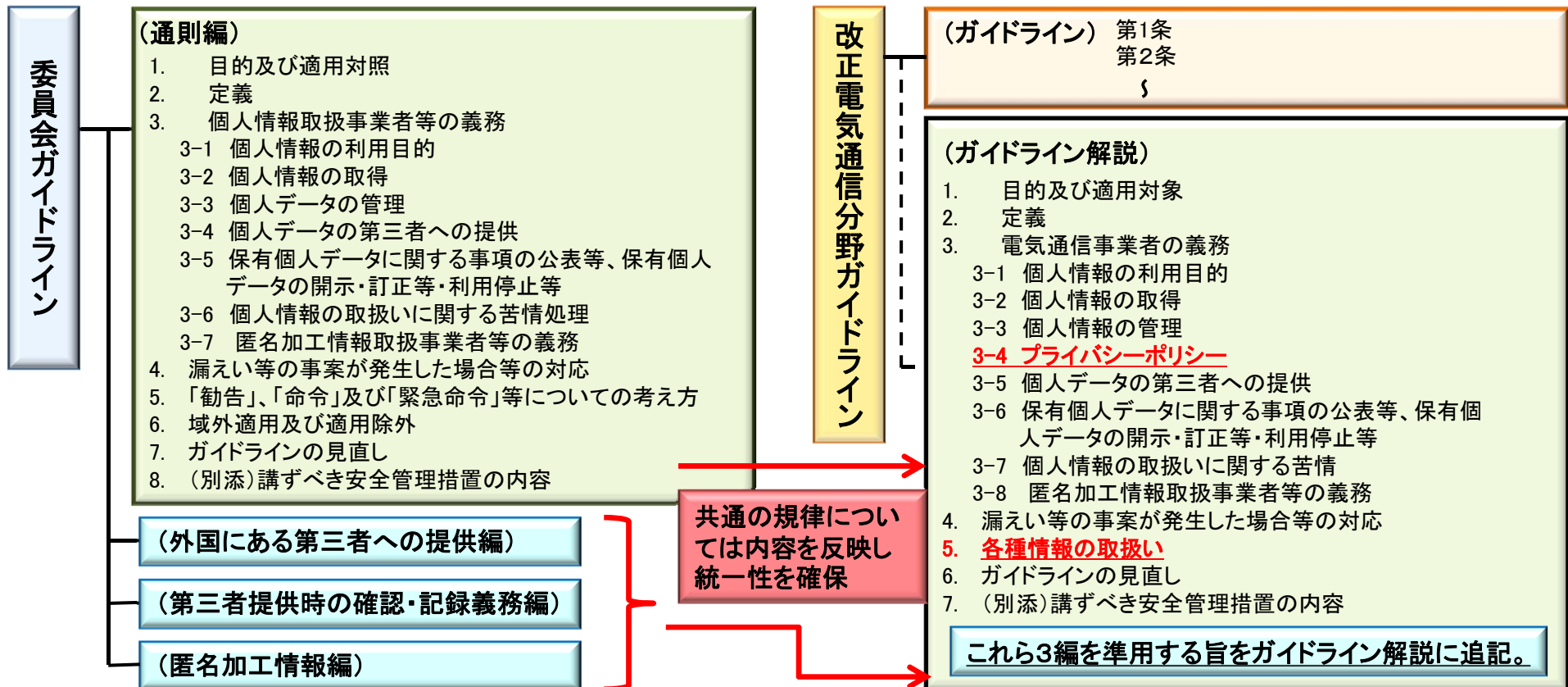
【検討事項】

- ・ 「電気通信サービス」の範囲(第2条)
- ・ 位置情報の取扱い(第26条等)
- ・ スマートフォンのアプリケーションの取扱い(第14条)

(※)条項は現行電気通信分野ガイドラインの条項

考え方の方向性

- 改正個人情報保護法及び委員会ガイドラインはあらゆる分野に横断的に適用されることから、改正電気通信分野ガイドライン及びその解説においても、それらの規律及び内容を反映させ統一性を図ることが必要。
 - ※ 現行のガイドラインの文末は「ものとする」とし義務規定と努力義務規定を明確に区別していないが、個人情報保護法及び共通ガイドラインと同様、法令に基づく規定は「してはならない」等、その他を「努めなければならない」等とし、区別を明確化するのが適当ではないか。
- その上で、通信の秘密の保護等の電気通信事業法に基づく規律や、プライバシー保護の観点からの規律等、電気通信分野に特有の規律について、改正電気通信分野ガイドラインやその解説に追加する。
 - ※ 「電気通信分野に特有の規律」の追加においては、事業者の実務や利用者利益への影響、電気通信分野に限定して異なるルールを課すことによる分野横断的なデータ利活用の促進への影響等を検討すべきではないか。



2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

① 適用対象の整理(個人情報、個人データ、保有個人データの区別)

背景

□ 改正個人情報保護法が適用対象を「個人情報」、「個人データ」、「保有個人データ」と区別しているのに対して、現行の電気通信事業分野ガイドラインは適用対象を一律に「個人情報」としていることから、適用対象について整理が必要。

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

● 分野横断的なデータ利活用のためには、分野毎にデータの取扱いを異ならせることはできるだけ避けるべきであり、また特段の事情なく事業者のコストを課すことは適当ではないことから、電気通信事業に係る特有の観点からの規律を除き、保護対象はできる限り個人情報保護法と統一のとれたものとするのが適当。

改正個人情報保護法の規定	適用対象	現行電気通信分野GLの 対応条項の適用対象	
第15条(利用目的の特定)	個人情報	個人情報	
第16条(利用目的による制限)	個人情報	個人情報	
第17条(適正な取得)	個人情報	個人情報	
第18条(取得に際しての利用目的の通知等)	個人情報	個人情報	
第19条(データ内容の正確性の確保)	個人データ	個人情報	①安全管理措置に関する規定
第20条(安全管理措置)	個人データ	個人情報	
第21条(従業者の監督)	個人データ	個人情報	
第22条(委託先の監督)	個人データ	個人情報	
第23条(第三者提供の制限)	個人データ	個人情報	
第24条(外国にある第三者への提供の制限)	個人データ	-	
第25条(第三者提供に係る記録の作成等)	個人データ	-	
第26条(第三者提供を受ける際の確認等)	個人データ	-	②第三者提供に関する規定
第27条(保有個人データに関する事項の公表等)	保有個人データ	個人情報	
第28条(開示)	保有個人データ	個人情報	
第29条(訂正等)	保有個人データ	個人情報	③個人情報の開示及び訂正等に関する規定
第30条(利用停止等)	保有個人データ	個人情報	
第35条(個人情報取扱事業者による苦情の処理)	個人情報	個人情報	

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(A) 安全管理措置に関連する規定（現行・改正：第9条～第13条）

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

- 電気通信事業は通信の秘密と直接かかわる事業であり、電気通信事業者が取り扱う個人情報は、通信の秘密と密接にかかわるものと言いうことができる。また、通信の秘密に該当する個人情報は、電気通信事業法により、罰則の下で通常の個人情報よりも厳格に保護されることとなる。
- これを踏まえ、現行の電気通信分野ガイドラインの安全管理措置に関する規律は、①個人情報一般に係る安全管理措置を規定しつつ、それを基礎として、通信の秘密に該当するもの等についてより厳格な措置を求めているほか、②その内容に通信の秘密の保護の観点も含めた通信の安定的な提供、通信の疎通の確保、通信の不正使用の防止等を目的とする「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)」の活用を求めると、通信の秘密に該当する個人情報の取扱いにも関連する内容を含むものとなっている。
- また、電気通信事業法第29条第1項第12号は、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがある場合は総務大臣が業務の改善を命じることができることを規定しており、通信の秘密に該当しない個人情報が大量に漏えいしている場合等はこれに該当する。
- 以上を踏まえ、改正電気通信分野ガイドラインの安全管理措置の対象を「個人情報」として維持することが適当。

(参考)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

第一百七十九条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(第百六十四条第三項に規定する通信を含む。)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 電気通信事業に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(業務の改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 (略)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示695条。最終改正平成27年総務省告示第16号)

(安全管理措置)

第11条

1 (略)

2 電気通信事業者は、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)等の基準を活用するものとする。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示695条。最終改正平成27年総務省告示第16号)の解説
第11条 16頁

安全管理措置は、技術的保護措置及び組織的保護措置に大きく分類され、その双方を適切に実施することが必要である。

その際には、本人の個人情報漏えい等した場合に本人に与える影響等を考慮し、個人情報の取扱状況及び個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。また、通信の秘密に該当するもの等、より重大な影響を及ぼす可能性がある個人情報については、より厳格に取り扱うこととする等の措置をとることが適当である。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(B) 第三者提供に関する規定（現行：第15条、改正：第15条～第18条）

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

- 現行の電気通信分野ガイドラインの第三者提供の制限に係る規律について、通信の秘密に該当する個人情報については、確認的な規定又は解説は行われているものの、それ以上の特段の規律は設けられていない。
- 電気通信事業者が取り扱う個人情報は個人データ化されていることが一般的であることを踏まえると、通信の秘密に該当しない個人情報については、個人情報保護法の規律と第三者提供の制限に係る規律を異ならせるべき特段の事情は認められない。
- したがって、改正電気通信分野ガイドラインをできる限り個人情報保護法と統一のとれたものとする観点から、第三者提供に関する規定の対象を「個人データ」とすることが適当。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示695条。最終改正平成27年総務省告示第16号)

(第三者提供の制限)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 電気通信事業者は、個人情報を第三者に提供するに当たっては、通信の秘密の保護に係る電気通信事業法第4条その他の関連規定を遵守するものとする。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示695条。最終改正平成27年総務省告示第16号)の解説
第15条 28頁

(11) 第6項の規定は、第1項から第5項までの規定の適用により第三者提供(第4項各号の規定により提供する場合を含む。)が認められる場合であっても、個人情報が通信の秘密にも該当する場合には、通信当事者の同意なき第三者提供(同上)は違法性阻却事由がある場合を除き許されないことについて念のため確認する趣旨の規定である。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(C) 個人情報の開示及び訂正等 (現行:第17条、改正:第20条～第22条)

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

- 現行の電気通信分野ガイドラインにおける開示及び訂正等の規律は「保有個人データ」だけでなく「個人情報」をその対象とするが、通信の秘密の保護のように、電気通信事業法の具体的規律を背景としているものではない。
- 開示については、現行の電気通信分野ガイドラインは、「電気通信事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」として適用が除外される場合に該当する例として「個人データに該当しない個人情報」(以下「散在情報」という。)の開示が求められた場合を例示するとともに、開示の対象を電気通信事業者がその権限を有している情報に限定しており、実質的には、その対象を「保有個人データ」に絞っているといえることができる。
- 訂正等については、電気通信事業者がその権限を有している情報に限定する一方で、散在情報を除外する記載はないものの、開示の実質的な対象が「保有個人データ」に絞られており、また、電気通信事業者が取り扱う個人情報が個人データ化されていることが一般的であることを踏まえると、散在情報を訂正等の対象とする特段の必要性は見出しがたい。
- また、改正個人情報保護法により開示及び訂正等の求めが請求権として明確化される(同法第28条第1項)が、明確化の対象は「保有個人データ」に限定されるため、散在情報に対する開示及び訂正等の求めの相対的な重要性は、改正法の施行により一層小さくなると考えられる。
- 以上を踏まえ、散在情報を開示及び訂正等の対象とする必要性は高くないと考えられ、改正電気通信分野ガイドラインをできる限り個人情報保護法と統一のとれたものとする観点から、その対象を「保有個人データ」とすることが適当。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示695条。最終改正平成27年総務省告示第16号)の解説第17条 32頁

- (4) 「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、例えば、開示の対象が特定されていない場合や個人データに該当しない個人データベース等を構成していない個人情報(Webサーバに一時的に保存されているクッキー情報である個人情報等)の開示が求められた場合などこれに応じて開示を行うことが電気通信事業者に過大な負担となるような場合や電気通信事業者において独自に付加した信用評価等の開示が求められた場合をいう。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

② 要配慮個人情報の取扱い（現行：第4条、改正：第7条）

背景

- 改正個人情報保護法においては、要配慮個人情報の概念を導入し、原則として、本人の同意を得ないで要配慮個人情報を取得してはならないとしている。
- 他方、現行の電気通信分野ガイドラインにおいては、社会的に相当と認められる場合を除き、センシティブとされる個人情報（以下、「センシティブ情報」という。）を取得しないものとされており、かかる規律は本人同意がある場合にも適用されると考えられることから、要配慮個人情報との関係性について整理が必要。

議論の取りまとめの方向性（平成28年7月12日）を踏まえた改正の考え方

- 現行の電気通信分野ガイドラインは、センシティブ情報は電気通信サービスを提供するために不要と考えられるため、社会的に相当と認められる場合を除いて取得しないものとし、利用者に対する差別的取扱いの禁止を確保している。この規律は、電気通信事業の公共性に鑑み、電気通信事業者全般に課されている重要な規律である、利用の公平について定めた電気通信事業法第6条を確実なものとするために重要な役割を果たしている。
- 改正個人情報保護法で新設された、要配慮個人情報に関する規定（同法第2条第3項、第17条第2項）は、その取扱いによっては差別や偏見を生じる恐れがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報について、本人が取得に関与できるようにしたものである。
- これらの観点からすると、センシティブ情報に関する規定と要配慮個人情報に関する規定はその趣旨が類似すると考えられ、電気通信事業者が異業種と連携してサービス提供する事案が増加していくと考えられること、電気通信事業と異業種とで差別的取扱いにつながる情報に大きな相違はないと考えられることからすると、両者で別の規律を設けることは煩雑である。
- したがって、改正電気通信事業分野ガイドラインにおいては、センシティブ情報に関する規律は、要配慮個人情報に関する規律に一本化させることが適当。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(参考) センシティブ情報と要配慮個人情報の比較

現行電気通信分野GLのセンシティブ情報 (第4条第2項)	改正個人情報保護法の要配慮個人情報 (第2条第3項)
(第1号) ・ 思想、信条及び宗教に関する事項	・ 信条 (※) (※)「個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の両方を含むものである。」(個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)(平成28年 個人情報委員会))
(第2号) ・ 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴 ・ その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項	・ 人種、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実 ・ その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等

(参考)

電気通信における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号。最終改正平成27年総務省告示第216号)

(取得の制限)

第4条 (略)

2 電気通信事業者は、次の各号に掲げる個人情報を取得しないものとする。ただし、自己又は第三者の権利を保護するために必要な場合その他社会的に相当と認められる場合はこの限りでない。

- 一 思想、信条及び宗教に関する事項
- 二 人種、門地、身体・精神障害、犯罪歴、病歴その他の社会的差別の原因となるおそれのある事項

改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

改正後の個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)

(要配慮個人情報)

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。)
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

③ 小規模取扱い事業者の取扱い（現行・改正：第2条）

背景

- 改正個人情報保護法では、5千人分以下の個人情報を取り扱う事業者について法の適用を除外する規定を廃止しており（第2条第5項）、それにともない、個人情報保護委員会がガイドラインを定めるにあたっては、特に事業規模の小さな事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとされている（附則第11条）。そのため、改正個人情報保護法及び委員会ガイドラインは事業者の規模を問わず適用されるが、委員会ガイドラインの安全管理措置等においては、事業の規模や性質等に応じて必要かつ適切な内容を求めるとされており、特に安全管理措置においては、別冊の「講ずべき安全管理措置の内容」において、中小規模事業者における手法の例示を書き分けている。
- 他方、現行の電気通信分野ガイドラインでは、規律対象を「電気通信事業を行う者」とし（第2条）、識別される個人の数による除外対象を設けていない。

議論の取りまとめの方向性（平成28年7月12日）を踏まえた改正の考え方

- 電気通信事業法の規律が事業規模にかかわらず及ぶとされていることから、特に事業規模の小さな事業者であっても、事業規模の大きな事業者と同じ規律が及ぶべきである。このように考えても、現在と同等の措置を取れば足り、新たな負担は生じず、問題はない。
- よって、改正電気通信分野ガイドライン（解説）において電気通信事業者に求められる措置は事業規模にかかわらず同じ規律が及ぶ旨を追記する。

改正電気通信分野ガイドライン（解説）（案）第3条関係 11頁

「電気通信事業者」とは、…（中略）…。なお、電気通信事業法の規律は事業規模にかかわらず及ぶことから、本ガイドラインで電気通信事業者に求められる措置は、事業規模にかかわらず同じとなる。

改正電気通信分野ガイドライン（解説）（案）第11条関係 53頁

なお、電気通信事業法の規律は事業規模にかかわらず及ぶことから、本ガイドラインで電気通信事業者に求められる措置は、事業規模にかかわらず同じとなる。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(参考)

改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)

附則第十一条 個人情報委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会)

8 (別添)講ずべき安全管理措置の内容 86頁

なお、中小規模事業者(※1)については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第20条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業員数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行できるよう、少なくとも必要であると考えられる手法の例を示すこととする。もっとも、中小規模事業者が、その他の個人情報取扱事業者と同様に「手法の例示」に記述した手法も採用することは、より望ましい対応である。

(※1)「中小規模事業者」とは、従業員(※2)の数が100人以下の個人情報取扱事業者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6月以内のいずれかの日において5,000を超える者
- ・委託を受けて個人データを取り扱う者

(※2)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)における従業員をいい、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条の適用を受ける労働者に相当する者をいう。ただし、同法第21条の規定により同法第20条の適用が除外されている者は除く。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

④ 目的（現行・改正：第1条）

背景

- 電気通信事業者は、契約者情報として契約者の様々な個人情報を取得するだけでなく、位置情報等の高いプライバシー性を有する情報を保有しており、これらが結びつくプライバシーの観点から高い保護が必要となる。よって、現行の電気通信分野ガイドラインにおいても、解説等においてプライバシー保護に関する記述がなされている。
- 他方、改正個人情報保護法及び委員会ガイドラインにおいてはプライバシー保護の概念に言及されていない。

考え方の方向性

- 近年のスマートフォン及びそのアプリケーションの利用の拡大により携帯電話端末等に利用者のあらゆる個人情報が集約される、また、GPS技術の向上等に伴い携帯電話等を利用してより精密な位置情報の把握が可能となる等、電気通信事業者が取り扱う情報は今後より高いプライバシー性を有することが予想される。
- よって、電気通信事業者において、プライバシー保護の観点からも適切な個人情報の取扱いが行われるよう、電気通信ガイドラインの目的規定である第1項の解説に、電気通信事業者の個人情報の取扱いについてプライバシー保護の観点を踏まえることを追記することが適当ではないか。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第1条関係 6頁

電気通信事業は、通信の秘密と直接かかわる事業であって極めて高い公共性を有しており、また、プライバシーの観点から保護を必要とする情報を取り扱うことも想定されることから、そこで取り扱われる個人情報を保護する必要性は大きい。

(中略)

こうしたことを踏まえ、本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び法第7条第1項の規定に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月閣議決定。平成28年2月一部変更。)、通信の秘密に係る電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条その他の関連規定並びにプライバシー保護の観点を踏まえ、電気通信事業者に対し、通信の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いについてできるだけ具体的な指針を示すことにより、その範囲での自由な流通を確保して電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護することを目的として、法第4条及び第8条並びに電気通信事業法の関連規定に基づき具体的な指針として定めるものである。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

⑤ 個人情報の取得及び利用目的の制限（現行：第4条・第5条、改正：第4条・第6条）

背景

- 改正個人情報保護法では、「利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」としており、「相当の関連性」を必要としている現行法から、文言上基準を変更している。これに対し、現行の電気通信事業分野ガイドラインは、個人情報の取得を電気通信サービスを提供するため必要な場合に限定するとともに、利用目的を変更する場合には、電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないものとする旨を規定している。

考え方の方向性

- 電気通信事業者は詳細な契約者情報や位置情報等のプライバシー性の高い情報等の多様な個人情報を保有すること、また電気通信事業者が取り扱う個人情報は通信の秘密と密接に関わることから、電気通信事業者の個人情報保護の必要性が高い。そのため、不必要な個人情報の取得や利用を防ぐ観点から、努力義務として、引き続き、利用目的の範囲を「電気通信サービス」に限定して規定することが適当ではないか。
- なお、後述(3. ①)のように「電気通信サービス」の範囲として、電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス、当該事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス、またこれらに該当しないが、当該事業者が提供する電気通信役務に係るシステムと連携し、又は、当該事業者が提供する電気通信役務に係る利用者情報と紐付けが行われるサービスを含めた場合、本条項により電気通信事業者が提供するサービスの範囲が実態以上に狭められることにならないと考えられる。

改正電気通信分野ガイドライン(案)

(利用目的の特定)

第4条 (略)

2 (略)

3 前2項により特定する利用目的は、電気通信サービスを提供するため必要な範囲を超えないように努めなければならない。

(取得の制限)

第6条 電気通信事業者は、個人情報の取得について、電気通信サービスを提供するために必要な場合に限るよう努めなければならない。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

15

⑥ 保存期間等（現行・改正：第10条）

背景

- 改正個人情報保護法では、利用する必要がなくなったときは、個人データを消去する旨の努力義務を課している。
- これに対し、現行の電気通信事業分野ガイドラインでは、個人情報を取り扱うに当たって、原則として利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるものとし、保存期間経過後又は利用目的の達成後は、当該個人情報を遅滞なく消去するものとされている。

考え方の方向性

- 通信履歴等の通信の秘密に該当する個人情報は、その記録を最小限にとどめる必要があることから、原則として保存してはならず、保存が許される場合であってもその利用目的を達成したときは速やかに消去する必要がある。
- 電気通信事業者が取り扱う個人情報は通信の秘密と密接にかかわるものであり、これまでも通信の秘密に該当しない個人情報についても厳重に安全管理措置を求めてきたところであることから、通信の秘密に該当しない個人情報についても、努力義務として、引き続き、保存期間の設定及び保存期間経過後等の遅滞なき消去を規定することが適当ではないか。

改正電気通信分野ガイドライン(案)

(保存期間等)

第10条 電気通信事業者は、個人情報(通信の秘密に係るものを除く)を取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人情報を遅滞なく消去するよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- 一 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
- 二 本人の同意があるとき。
- 三 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人情報を保存する場合であって、当該個人情報を消去しないことについて相応な理由があるとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、当該個人情報を消去しないことについて特別の理由があるとき。

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を保存してはならず、保存が許される場合であっても利用目的達成後においては、その個人情報を速やかに消去しなければならない。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

⑦ 安全管理措置（現行・改正：第11条、第12条、第13条）

背景

- 現行の電気通信分野ガイドラインは、改正個人情報保護法の第20条（安全管理措置）、第21条（従業員の監督）及び第22条（委託先の監督）の規律に加え、第11条第2項（安全管理措置の基準）、第12条第2項（従業員の教育）、第12条第4項（委託契約の必要事項）、同条第5項（秘密保持）、第13条（個人情報保護管理者）を規律している。

考え方の方向性

- 2(1)①(A)のとおり、電気通信分野ガイドラインにおいては通信の秘密に該当する個人情報等について厳格な措置が求められている。
- 従業員の教育及び個人情報の取扱いに関する責任者の設置の必要性については、委員会ガイドラインの「(別添)講ずべき安全管理措置の内容」においても言及されており、電気通信事業分野以外の個人情報の取扱いにおいても実施することが望ましいとされていることから、努力義務として、引き続き、第12条第2項及び第13条の規律を規定することが適当ではないか。
- 他方、安全管理措置の基準、委託契約の必要事項、秘密保持の規律の必要性は引き続き認められる一方、これらは委員会ガイドラインにおいて言及されていないことに鑑み、それらの内容を解説において記載することが適当ではないか。

改正電気通信分野ガイドライン(案)

(従業員及び委託先の監督)

第12条

2 電気通信事業者は、安全管理措置の実施その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するよう努めなければならない。

(個人情報保護管理者)

第13条 電気通信事業者は、個人情報保護管理者(当該電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。)を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案) 第11条関係 53頁

また、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)等の基準を活用するものとする。なお、事業用電気通信設備(電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備)に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に定める技術基準の適合維持義務が課されている(電気通信事業法第41条)ことにも留意する必要がある。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案) 第12条第3項 55頁

(2) 委託契約の締結

委託契約には、安全管理措置(委託先において個人情報を取り扱う者(委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む。)を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等)、秘密保持、再委託の条件(再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人情報を適正に取り扱っていると認められる者を選定すること、再委託を行うに当たっての電気通信事業者への文書による事前報告又は承認及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選任監督に関する事項を定める必要がある。)、委託契約終了時の個人情報の取扱い(個人情報の返却、消去等)、契約内容が遵守されなかった場合の措置(例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人情報が漏えいした場合の損害賠償に関する事項、安全管理措置の不備が発見された場合の解約等)等その他の個人情報の取扱いに関する事項を適正に定めることが適当である。また、委託先における委託された個人情報の取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案) (別冊 安全管理措置) 7-4 人的安全管理措置 125頁

○非開示契約

従業員又は委託先の従業員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。

・非開示契約	・雇用契約時における従業員との非開示契約の締結、及び委託契約等(派遣契約を含む)における委託元と委託先間での非開示契約の締結。 ・個人情報に関する非開示の義務を、就業規則等の社内規定に規定。
--------	--

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(参考)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会)
第21条 41頁

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たって、法第20条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、個人データを取り扱う従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。

8 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容 8-3 組織的安全管理措置 88頁

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
(1) 組織体制の整備	(組織体制として整備する項目の例) ・個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化・個人情報を取り扱う従業者及びその役割の明確化 (以下略)	<ul style="list-style-type: none"> • 個人データを取り扱う事業者が複数いる場合、責任ある立場の者とその他の者を区分する

8 (別添) 講ずべき安全管理措置の内容 8-4 人的安全管理措置 92頁

○従業者の教育

従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければならない。

講じなければならない措置	手法の例示	中小規模事業者における手法の例示
・従業者の教育	<ul style="list-style-type: none"> ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。 ・個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む。 	(同左)

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

⑧ 個人情報の取扱いに関する苦情処理について（現行：第21条、改正：第27条）

背景

- 改正個人情報保護法は、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理及びそれを達成するために必要な体制を整備する努力義務規定を課している。
- 他方、電気通信事業法第27条は、電気通信事業者に対し、同法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理することを義務づけている。

考え方の方向性

- 改正電気通信事業分野ガイドラインにおいても、義務として、引き続き、電気通信事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理等を規定することが適当ではないか。

改正電気通信分野ガイドライン(案)

(電気通信事業者による苦情の処理)

第27条 電気通信事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(参考)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(提供条件の説明)

第二十六条 電気通信事業者及び電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」という。)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下「媒介等業務受託者」という。)は、利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。以下この項、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条第二項において同じ。)と次に掲げる電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介等をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。ただし、当該契約の内容その他の事情を勘案し、当該提供条件の概要について利用者に説明しなくても利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 一 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 二 その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供される電気通信役務以外の電気通信役務であつて、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務大臣が指定するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、その内容、料金その他の提供条件、利用者の範囲その他の事情を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務大臣が指定する電気通信役務

2 前項各号の規定による指定は、告示によつて行ふ。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同項各号に掲げる電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

⑨ 漏えい等が発生した場合の対応（現行：第22条）

背景

- 現行の電気通信分野ガイドライン第22条は、漏えい等が発生した場合に、電気通信事業者に本人への通知、漏えい等に係る事実関係の公表、及び当該事実関係の総務省への報告等を行うことを求めている。
- 他方、改正個人情報保護法においては、漏えい等が発生した際の個人情報取扱事業者等が実施すべき対応について明確な規定はない。なお、改正個人情報保護法全面施行後は、個人情報保護委員会が、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な報告徴収、立入検査、指導及び助言等の監督権限を有することとなる（同法第4章第3節）。

考え方の方向性

- 委員会ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応について別に定めるとされており、個人情報保護法及び共通ガイドラインとの統一性を確保する観点から、解説において委員会ガイドラインの記載を反映させることが適当ではないか。
- なお、改正個人情報保護法において、個人情報保護委員会は個人情報取扱事業者等に対する報告徴収や立入検査の権限を事業所管大臣に委任することができるとしており（同法第44条）、当該委任の範囲や期間については今後個人情報保護委員会で定められることから、それらを踏まえて対応することが適当ではないか。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案) 4, 漏えい等又はそのおそれが発覚した場合等の対応 107頁

漏えい等(※)の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、個人情報委員会が定めるところによる。

(※)「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいう(3-3-4(安全管理措置)参照)。

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(1) 現行の電気通信分野ガイドライン既存の規定との関係整理・規定の見直し

(参考)

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(案)(平成28年 個人情報保護委員会)

4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応 79頁

漏えい等(※)の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。

(※)「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいう(3-3-2(安全管理措置)参照)。

改正後の個人情報保護法(平成15年法律第57号)

(権限の委任)

第44条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第42条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第40条第1項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

改正後の個人情報の保護に関する法律施行令(平成28年政令第324号)

(事業所管大臣への権限の委任)

第十三条 個人情報保護委員会は、法第四十四条第一項の規定により、法第四十条第一項の規定による権限を委任する場合においては委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

- 2 個人情報保護委員会は、前項の規定により委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- 3 個人情報保護委員会は、第一項の規定により権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(2) 電気通信事業分野ガイドラインに新たに反映させるべき事項

- 改正個人情報保護法においては、パーソナルデータの利活用促進の観点から利用目的変更の拡大(第15条)や匿名加工情報の導入(第2条、第36条～第39条)、大規模漏えい事案を踏まえた保護の強化の観点からオプトアウト手続の厳格化(第23条)やトレーサビリティの確保(第25条、第26条)の規定を新たに設けている。
- 改正電気通信事業分野ガイドラインにおいても、個人情報保護法との統一性を図る観点から、改正個人情報保護法において新たに追加された規定について定めることとする。

※なお、以下については、電気通信分野に特有な観点を鑑み、追記等を検討。

- 第25条・第26条:発信者電話番号通知サービスにおいて発信者番号を通知する場合等、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務が適用されない事例をガイドライン解説において追加。
- 第36条～第38条:位置情報を匿名加工する場合において適切な加工手法及び管理運用体制が求められる旨等の留意点についてガイドライン解説において追記。

改正個人情報保護法に伴い改正電気通信分野ガイドラインに追加する条文

改正法	改正電気通信分野GL(案)	概要
第23条第2項～第4項	第15条第2項～第9条	オプトアウト手続によって第三者提供する場合の個人情報保護委員会への届出の義務付け
第24条	第16条	外国にある第三者へ提供する場合の制限を規定
第25条 第26条	第17条 第18条	個人データの第三者提供に係る確認及び記録の作成・保存の義務付け
第28条第1項 第29条第1項 第30条第1項 第34条	第20条第1項 第21条第1項 第22条第1項 第26条	開示等請求権の明確化及び当該請求に係る事前の請求の義務付け
第36条 ～第38条	第28条 ～第30条	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法、事業者によるその取扱いを規定

2. 改正個人情報保護法に伴う検討事項について

(2) 電気通信事業分野ガイドラインに新たに反映されるべき事項

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第17条1項～第5項 76頁

第三者提供に係る記録の作成等については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」に準ずることとする。

なお、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課す必要性に乏しい第三者提供については、同義務の対象たる第三者提供には該当しない。例えば、電気通信事業者が発信者電話番号通知サービスにおいて本人の選択するところにより発信者電話番号の通知をする場合や、電気通信事業者があらかじめ特定されたCGM(Consumer Generated Media)事業者等に対して、加入者が申込みをした利用者登録サービスの一環として加入者が登録した利用者に係る情報に基づき、当該利用者の年齢判定情報(特定の年齢に達しているか否か)を通知する場合などには、当該電気通信事業者は「本人に代わって」個人データを提供していると考えられ、この場合の第三者提供については、提供者・受領者のいずれに対しても確認・記録義務は適用されない。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第28条～第31条 102頁

匿名加工情報取扱事業者等の義務については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に準じることとする。

なお、電気通信事業者が取り扱う位置情報については、基地局に係る位置情報、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報があるが、これらは通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほか、プライバシーの観点から保護が必要とされるものであり、更に今後の技術進展によって一層高いプライバシー性を有することが想定される。そのため、位置情報を匿名加工する場合においては、適切な加工手法及び管理運用体制が求められる。具体的な加工方法等については、取扱い実態等に応じて定められることが望ましいことから、5-4に定めるほか、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられる。

① 「電気通信サービス」の範囲（現行：第2条、改正：第3条）

背景

- 現行の電気通信事業分野ガイドラインにおいては、当該ガイドラインが対象とする「電気通信サービス」について、「電気通信役務及びこれに付随するサービス」と規定し、個人情報取得を「電気通信サービス」を提供するために必要な範囲に制限する等の規律を課している。他方、「付随するサービスの範囲」については、必ずしも当該ガイドラインで明らかにされておらず、事業者サイドにおいても様々な解釈がなされている状況にある。

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

- 電気通信役務を提供する日常的な業務の過程において、通信履歴をはじめとする個人情報が時々刻々大量に作り出され、蓄積されており、また、個人を特定するための鍵となる個人情報として広く一般に利用されている電話番号情報等を個人に付与し、データベースに蓄積している。さらに、近年、電気通信事業者による異業種を含む多様なサービスの提供や、こうしたサービスを提供する多様な事業者との連携が進んでいること、また、IoTの進展によりネットワークを通じて流通・蓄積されるデータが多様かつ膨大となっていることによって、個人に関する様々なデータが電気通信事業者に集約され得るという特殊性が一層際立つようになっており、そのデータの保護の必要性は更に高まっていると考えられる。
- また、電気通信分野においては、電気通信事業の公共性に加え、通信の秘密という通信にかかわる個人情報の中核を取り扱う電気通信事業者の責務として、個人情報の保護が図られることに対する国民の期待が大きい。さらに上記のような状況の中で、通信の秘密に該当するデータも多様かつ膨大に発生するようになっており、公共性の高い電気通信事業を行い、また通信の秘密に該当する個人情報の中核を取り扱う電気通信事業者が個人情報の保護が図ることに対する国民の期待が大きいという特殊性も強まっている。
- 以上を踏まえ、改正電気通信分野ガイドラインが規律対象とする「電気通信サービス」には以下を含めることとする。
 - 電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス
 - 当該事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス
 - 上記のいずれにも該当しないが、当該事業者が提供する電気通信役務に係るシステムと連携し、又は、当該事業者が提供する電気通信役務に係る利用者情報との紐付けが行われるサービス

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第3条 11項～12項

「電気通信サービス」とは、電気通信事業者が他人の需要に応じて提供する電気通信役務(電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること。)以外にも、これに付随するサービスも含む。電気通信役務に付随するサービスとしては、電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス(ネットワークでのフィルタリング、ルータ等接続機器の貸与、システムの開発・保守等)や電気通信事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス(端末の位置検索、セキュリティ、決済代行、端末の販売・保証、アプリ・動画・音楽配信、電子マネーポイント還元サービス、電話帳発行業務等)が該当する。また、上記以外にも、電気通信事業者が提供する電気通信役務に係るシステムと連携し、又は、当該事業者が提供する電気通信役務に係る利用者の個人情報との紐付けが行われる場合においては、電気通信役務に付随するサービスとしてガイドラインの対象とする。

電気通信役務に「付随するサービス」に該当し得るサービス(例)

○電気通信役務と一体的に提供されていて切り離すことができないサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークでのフィルタリング ・ルータ等接続機器の貸与 ・システムの開発、保守
○当該事業者が提供する電気通信役務の利用を前提としているサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・端末の位置検索 ・セキュリティ ・決済代行 ・端末の販売、端末の保証 ・アプリ、動画配信、音楽配信、クーポン配信 ・電子マネーポイント還元サービス ・ID連携による自動ログインサービス ・電力等のセット割 ・電話帳
○上記のいずれにも該当しないが、当該事業者が提供する電気通信役務に係るシステムと連携し、又は、当該事業者が提供する電気通信役務に係る利用者情報との紐付けが行われるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・異業種のサービス <ul style="list-style-type: none"> －電力 －保険 －総合生活サポート －ネット宅配サービス －グルメ、旅行 ・アプリ、動画配信、音楽配信、クーポン配信

② 位置情報の取扱い（現行：第26条等、改正：第35条等、（第28条～第31条））

背景

- 電気通信事業者が保有する位置情報は、パーソナルデータとしての適切な利活用が高く期待されており、総務省は「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」において、電気通信事業者が取得する位置情報について、通信の秘密や個人情報、プライバシーを適切に保護しつつ、利活用を促進するための整理を行い、「位置情報プライバシーレポート」（以下「レポート」という。）として公表（平成26年7月）。
- レポートでは、①位置情報の取得・利用・第三者提供には個別かつ明確な同意取得が必要、②「十分な匿名化」がされた位置情報については利用者の同意なく利用・第三者提供することが可能と考えられる、③「通信の秘密」に該当する位置情報については、「十分な匿名化」を行って利用・第三者提供する場合であっても同意が必要だが、一定の場合には契約約款等に基づく包括同意も許容されると考えられる等の整理がなされた。
- また、①「十分な匿名化」の水準についての検討（とりわけ、通信の秘密に該当する位置情報について、具体的ケースを用いた実証の必要性を指摘）、②通信の秘密に該当する位置情報について、加工の方法・管理運用体制の適切性の評価・検証の在り方についての検討、③公的分野における位置情報の利用目的・主体・取扱い方法に応じたプライバシー上のリスクや利用者の受容度等とこれに応じた取扱いの在り方についての実証等が必要とされ、これらの実証や、個人情報保護法の改正を踏まえ、位置情報の取扱いを電気通信事業分野ガイドラインに反映させることが適当とされた。

議論の取りまとめの方向性（平成28年7月12日）を踏まえた改正の考え方

- 電気通信事業者が保有する位置情報の利活用を促す観点から、官民が連携して、レポートの内容や平成27年度に「通信の秘密」に該当する位置情報について総務省が行った実証の結果を反映した位置情報の利活用ルールを策定していくべき。具体的には、電気通信事業分野ガイドラインに基本的な規律を規定することとし、詳細な規律については、認定個人情報保護団体又は業界の自主ガイドライン等において規定していくべき。また、業界の自主ガイドライン等の策定に当たっては、マルチステークホルダープロセスを活用していくことが重要。
- 官民のルールが位置情報の利活用の態様や技術の変化等に対応した適切なものであり続けるよう、また、ルールの内容が消費者に速やかに伝えられるよう、それぞれの策定主体が緊密に連携していくことが必要。さらに、技術の進展に伴ってプライバシーに対する考え方も変化していくことに十分に留意することが必要。

- 改正個人情報保護法は「匿名加工情報」の考え方を新たに導入し、個人情報加工され匿名加工情報になった場合は、一定の条件のもと、利用目的を明示しない当該情報の利用や本人の同意を得ない第三者提供を可能とした。
- しかし、電気通信事業者が取り扱う位置情報は、通信の秘密に該当する位置情報を含む場合があるほか、プライバシーの観点から保護が必要とされるものであり、更に今後の技術発展により一層高いプライバシー性を有することが想定されることから、適切な加工手法及び管理運用体制が求められる旨等の位置情報特有の留意点について解説に記載することが適当ではないか。
- なお、レポートの内容や平成27年度に「通信の秘密」に該当する位置情報について総務省が行った実証の結果を反映した位置情報の利活用ルールについては、今年度行う位置情報に関する実証実験の議論も踏まえつつ、整理する。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第28条～第31条 102頁 (再掲)

匿名加工情報取扱事業者等の義務については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」に準じることとする。

なお、電気通信事業者が取り扱う位置情報については、基地局に係る位置情報、GPS位置情報、Wi-Fi位置情報などがあるが、これらは通信の秘密に該当する個人情報を含む場合があるほか、プライバシーの観点から保護が必要とされるものであり、更に今後の技術進展によって一層高いプライバシー性を有することが想定される。そのため、位置情報を匿名加工する場合には、適切な加工手法及び管理運用体制が求められる。具体的な加工方法等については、取扱い実態等に応じて定められることが望ましいことから、5-4(位置情報)に定めるほか、認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針等の自主的なルールに委ねられる。

③ スマートフォンのアプリケーションの取扱い（現行・改正：第14条）

背景

- スマートフォンの普及に伴いそのアプリケーション(以下「アプリ」という。)を利用したサービスが広まったが、アプリにより取得・蓄積された利用者情報(アドレス帳、位置情報等)がどのように共有・利用される可能性があるか利用者が十分に理解することが難しくなり、不安を覚える場合もあった。
- このような中、総務省においては、平成24年8月にアプリごとのプライバシーの作成・掲載等を提言内容とする「スマートフォン プライバシー イニシアティブ(SPI)」を公表したほか、平成24年10月に民間主導でスマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定を促進し、利用者情報等の適正な取扱いを通じて安心安全なスマートフォンの利用環境を整備することを目的として、スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会(SPSC)が発足し、関係の業界団体、機関、学識経験者を構成員とし、また、関係の事業者、団体、省庁をオブザーバーとして、約40のステークホルダーが一堂に会した情報共有が定期的に行われている。
- 他方、アプリのプライバシーポリシーの掲載について、重要性が認識されてきてはいるものの、法的な義務としては定められておらず、掲載や内容の適切さなど実効性あるプライバシーポリシーの掲載率は低い。

議論の取りまとめの方向性(平成28年7月12日)を踏まえた改正の考え方

- スマートフォンの利用者情報の取扱いにおける透明性確保において重要な役割を担うアプリのプライバシーポリシー掲載の実効性を高め、また、自主的な取り組みによる対応を推進するため、電気通信事業者がアプリを提供する場合には、当該アプリの情報取得等について明確かつ適切に記載したプライバシーポリシーを公表することが適切である旨を電気通信分野ガイドラインに記載する。
- 電気通信事業者がアプリ提供サイトを運営する場合も増えてきているところ、掲載の実効性を高めるため、かかる場合には、電気通信事業者はアプリ提供者に対して、明確かつ適切なプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である旨を電気通信分野ガイドラインに記載する。

改正電気通信分野ガイドライン(案) 第14条

(プライバシーポリシー)

第14条 (略)

- 2 電気通信事業者は、アプリケーションソフトウェア(以下「アプリケーション」という。)を提供する場合において、当該アプリケーションの情報取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である。
- 3 電気通信事業者は、アプリケーション提供サイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションの情報取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である。

改正電気通信分野ガイドライン(解説)(案)第14条第2項・3項 59頁

アプリケーションとは、通話やコミュニケーションなどのコミュニケーションツールや写真・ゲームなどの様々な機能を実行するためのソフトウェアをいう。スマートフォンなどのスマートデバイスでは、アプリケーションをインストールすることで、機能を拡張・カスタマイズすることが可能となる。

アプリケーションには、様々な情報を取得し、外部に送信するものがあることから、透明性や利用者関与の機会等を確保することで利用者のプライバシーを保護する観点から、電気通信事業者がアプリケーションを提供する場合においては、所定の事項を明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である(第14条第2項関連)。

また、電気通信事業者がアプリ提供サイトを運営する場合においては、当該サイトを利用してアプリケーションを提供する者(自己を除く。)に対して、所定の事項を明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である(第14条第3項関連)。

アプリケーションのプライバシーポリシーに記載すべき事項としては、次の事項が考えられる。

- ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称
- ②取得される情報の項目
- ③取得方法
- ④利用目的の特定・明示
- ⑤通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦問合せ窓口
- ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

また、電気通信事業者は、当該プライバシーポリシーの内容が当該アプリケーションの情報取得等について適切に記載したものであることを確保するため、第三者による検証等を用いてその適切性を検証することが望ましい。

その他、アプリケーションのプライバシーポリシーに関する詳細は、スマートフォン プライバシー イニシアティブ(平成24年8月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会)等によるものとする。